

コロナ禍における地域連携PBL授業(4)

——対面復活とさらなる授業改善に向けて——

Merits and Demerits of Online Courses in the PBL-Based Projects Seminar

神田 大吾/鈴木 敦/岩佐 淳一

[要旨]

地域連携PBL授業であるプロジェクト演習は、感染症COVID-19（以下「コロナ」と記す）が発症した2020年度以来、大きな影響を被ってきた。その実態を明らかにするため、この3年間における茨城大学活動基準の移り変わりをたどり、プロジェクト演習の授業実践がどのような環境のもとで行われてきたかを概観する。続いて2022年度の授業の振り返りに関わるインタビュー調査を基に、この年の授業の課題を考察する。コロナが収束に向かう中、平時に戻っても単なる復旧ではなく、コロナ禍の期間に得た知見を踏まえて、より進化したPBL授業を行うためにはどうすべきか、喫緊の課題を指摘する。

はじめに

コロナの感染が日本各地に広がり、2020年4月7日に緊急事態宣言が発出された。それから3年間、「プロジェクト演習」はコロナ禍の荒波をどのように乗り越えてきただろうか。

先ず第1章では2020年度から22年度まで、国と茨城県の感染症対策とそれに基づく「茨城大学活動基準（新型コロナウイルス感染症対応）」（以下、「茨城大学活動基準」と記す）の変化の跡をたどり、プロジェクト演習を取り巻く環境がどのように変化してきたかを概観する。続いて、20年度と21年度の授業実践の成果と課題は既に発表した¹⁾、第2章では2022年度の授業実践に絞り、新たに浮き彫りになった諸課題を3点指摘する。オンライン授業の功罪等、この3年間で得た知見は多岐にわたる。対面授業が復活する中、さらなる授業改善を加えるには、先ず何から行うべきであろうか。（神田大吾）

1. コロナ禍の3年間における大学の施策とプロジェクト演習の運用

1-1. コロナ禍の推移と茨城大学活動基準

本稿の主題に入る前に、背景となるコロナ禍3年間の推移と本学の対応を整理しておく。

2019年12月31日に中国湖北省武漢市で発生した原因不明の肺炎の集団発生は、2020年1月9日に新しいタイプのコロナウイルスが原因と判明した²⁾。日本国内でも、2020年1月15日には武漢市からの帰国者から最初の感染症例が検知された³⁾。これ以後、国内での感染は急激に拡大し、いわゆる「コロナ禍」に突入した。

以後現在まで3年余の間にいくつもの感染拡大の波を繰り返し、国はその深刻さに応じて「緊急事態宣言」「蔓延防止等重点措置」を発出して諸対策の基幹とした⁴⁾。各都道府県もこれに呼応して独自の対策を講じてきた⁵⁾。

茨城大学における対応の基幹をなして来た

のは、学長名で発出された「茨城大学活動基準」である。

2020年4月14日付けで発出・適用された「茨城大学活動基準」の第1版を、図表1として示す。その枠組みは、縦軸に感染状況の深刻度に応じて0～3まで4段階の「レベル」を設定してそれぞれの「目安となる状況」を付記し、横軸に「授業（講義・演習・実習）」「学生の課外活動」「研究」「校務（会議）」「事務体制」「教職員の勤務場所」「学内施設」の計7項目を立てて、各レベルにおける「取るべき活動の基準」を示すというものである。

同基準は、国と茨城県の対応を睨みつつ

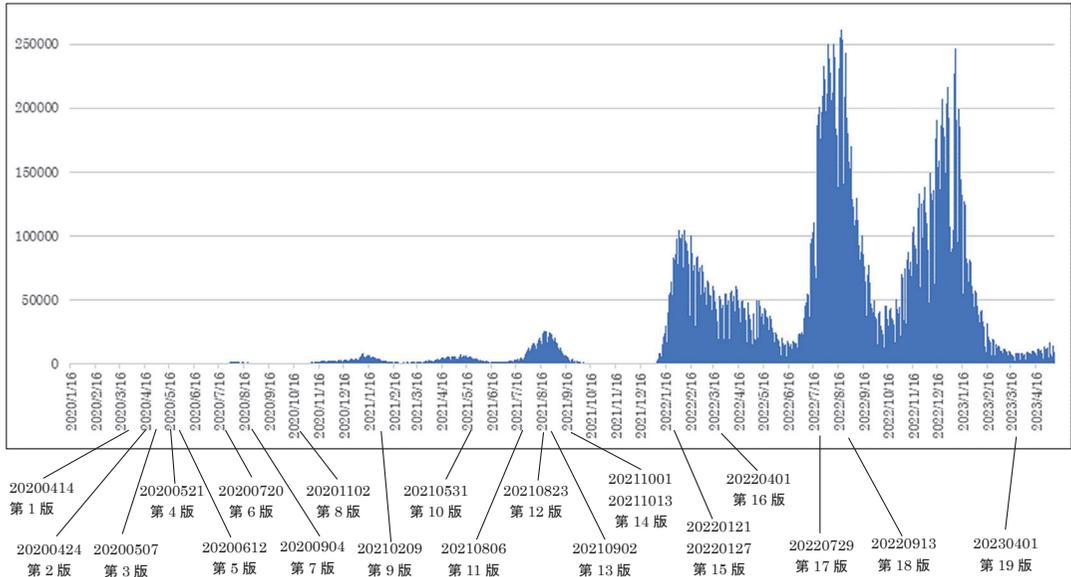
茨城大学独自の状況を踏まえて改訂を繰り返して、2020年4月14日付けの第1版に始まり2023年4月1日付けの最新第19版まで発出されている⁶⁾。この間の改訂内容は、各欄内に盛り込まれた文言に留まらず枠組み自体にも及んだ。かくして最新の第19版の段階では、縦軸に「レベル0.5」が加えられて5段階となり、横軸には当初の7項目を基本的に踏襲しつつ新たな項目も加えられて計9項目（「授業等」「学生の課外活動」「研究」「図書館」「校務（会議）」「事務体制」「教職員の勤務場所」「大学施設の貸出」「出張」）となっている。

全国の新規感染者数の推移に茨城大学活動

図表1 茨城大学活動基準第1版

	目安となる状況	授業 (講義・演習・ 実習)	学生の 課外活動	研究	校務 (会議)	事務体制	教職員の 勤務場所	学内施設
Level 3 (緊急事態)	①茨城県知事から茨城県全域に対する外出自粛要請及び施設使用禁止要請があった場合 ②茨城県が政府専門家会議の「感染警戒地域」に指定される、もしくは移行する可能性が高い場合 ③直近2週間以内に登校歴のある学生／教職員の感染者の発生、またはクラスター感染の発生が想定される場合	遠隔授業のみ実施する。原則として全ての学生の登校を禁止する	学生団体・サークル等の課外活動(遠征、合宿等を含む)を全面禁止する	資産維持のための最小限の研究入室は許可(例えば、生物の管理、液体窒素補充、冷凍機維持等)	オンライン会議のみ	火災や漏水、風水害等、緊急事態対応のための最小限の人員以外は出動停止	大学外(自宅等) *緊急事態対応を除く	使用不可 *緊急事態対応を除く
Level 2 (高度警戒)	①茨城県知事からキャンパス所在市町村に対する外出自粛要請があった場合 ②県内で感染源が特定できない感染者が多発した場合 ③直近2週間以内に登校歴のない学生／教職員の感染者が発生した場合	遠隔授業のみ実施する。ただし、本部長(学長)が認める特例的な授業を除く	学生団体・サークル等の課外活動(遠征、合宿等を含む)を全面禁止する	現在進行中の実験・研究の継続のためにやむを得ない場合にのみ必要最小限の研究関係者のみ立ち入りと実施許可	原則オンライン会議	主にテレワーク。事務機能維持の最小限の人員の出動	原則大学外(自宅等) *原則大学外(自宅等)での勤務を基本。ただし、事業・業務継続のためにやむを得ない場合であって、必要最小限の範囲については、各部署等で定める方法により許可を得て大学で勤務可(3密の改善に努める)	原則使用不可 *事業・業務継続のため必要な範囲内で使用可(3密の改善に努める)
Level 1 (要注意)	①茨城県知事からキャンパス所在市町村以外に外出自粛要請があった場合 ②県内の新規感染者増加数が1日あたり数名～10名程度で安定的に推移している場合、または県内の新規感染者数が1日あたりゼロであっても感染の拡大の恐れがあると判断される場合	遠隔授業を積極的に実施する。ただし、感染防止に配慮しつつ対面型授業を実施することが出来る(人数限定)	学生団体・サークル等の課外活動(遠征、合宿等を含む)を原則禁止する	可能な限り自宅内で実施 学内では感染防止に配慮しつつ実施	感染防止に留意して対面会議 オンラインを推奨	時差出勤。テレワークの準備と活用	可能な限り大学外(自宅等) *特に外出自粛要請が出されている地域在住の教職員 *大学も可(3密の改善に努める)	事業・業務継続のため必要な範囲内で使用可(3密の改善に努める)
Level 0	感染拡大がほぼ終息した状況	感染防止に配慮しつつ、従来通りに授業を実施する(遠隔授業を実施する場合もある)	感染防止に配慮しつつ、学生団体・サークル等の課外活動は実施する	感染防止に配慮しつつ実施	感染防止に留意して対面会議	感染防止に留意して通常の勤務	大学(3密の改善に努める) *大学外(自宅等)も可	使用可(3密の改善に努める) *外部利用については、既に予約している場合等を除き、当面の間は原則として使用不可

図表2 全国の新規感染者数の推移と茨城大学活動基準の改訂・適用状況



基準の適用日⁷⁾を対比させたものを図表2として示す⁸⁾。

過去3年余にわたる茨城大学学生ならびに教職員の活動のあり方は、茨城大学活動基準を柱とし必要に応じて個別の指示を組み合わせる形で規制されてきた。ここでは、茨城大

学活動基準の各版においてプロジェクト演習の運営に最も直接的にかかわる「授業」「学生の課外活動」⁹⁾の2項目の変化に注目し、関係する通知と併せて時系列に沿って示す¹⁰⁾ことで、授業運営に直接かかわる規制がどのように変遷してきたかを概観する(図表3)¹¹⁾。

図表3 茨城大学で発出された、授業と課外活動に直結する主な指示

発出/適用開始日	茨城大学活動基準		授業(講義・演習・実習)	学生の課外活動	備考
	版	レベル			
2020/03/27	*	—	水戸キャンパスでの2020年度授業開始を4月30日とする。併せて前学期中の1講時当り授業時間を90分から100分に変更する。	言及無し。	2020年度前期の授業は、予定通り4/30に開始され、8/12に終了した。 * 国立大学法人茨城大学新型コロナウイルス対策基本方針第5報(2020年3月26日現在)。
2020/04/14	1	2	遠隔のみ。	全面禁止。	4/14付けで第1版が発出され、即日適用。同時にレベル2を宣言。 背景に(1)4/7付け国の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(2)4/14付け県の要請「茨城県にお住いのすべての皆様へ」の発出。
2020/04/24	2	3	遠隔のみ。 原則として全ての学生の登校を禁止。	同上。	4/22付けで第2版に改訂し、即日適用。同時にレベル3に引き上げ。 背景に(1)4/16付けで茨城県が国の「特定警戒都道府県」に指定されたこと(2)4/21付けで茨城大学が県の休業要請等対象施設に指定されたこと。
2020/05/21	4	2	遠隔のみ。 ただし、本部長(学長)が認める授業、または開設部局長が認める研究指導、学位論文等審査に限り対面での実施を認める。	同上。	5/19付けで第4版に改訂し、5/21から適用。同時にレベル2に引き下げ。 背景に(1)5/14付けで茨城県が国の「特定警戒都道府県」指定を解除されたこと(2)5/18付けで県の休業要請が緩和されたこと。

発出/ 適用 開始日	茨城大学 活動基準		授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	備 考
	版	レベル			
2020 0612	5	1	原則、遠隔。 ただし、開設部局長が認める授業、研究指導、学位論文等審査に限り対面での実施を認める。	学生団体・サークル等の課外活動は、茨城大学課外活動の方針により実施する。	6/5付けで第5版に改訂し、6/12から適用。同時にレベル1に引き下げ。 背景に、国の「新しい生活様式」を踏まえて県が6/8付けでコロナ対策指針「茨城版コロナNext」のステージを1へ引き下げたこと。
2020 0904	7	1	遠隔授業の活用を推奨。 開設部局長が認める授業、試験、研究指導、学位論文等審査について対面での実施可とする。	同上。	9/4付けで第7版に改訂し、即日適用。レベルは変化なし。 背景に レベルは1のままだが、9月冒頭時点で、「後学期からの授業等の運営方針」を明示する必要。後期授業は9/29に開始され、結果的に3割程度が対面授業となった。
2020 0924	*	1	言及無し。	(1) 最大限の感染症対策を行いながら接触を伴った課外活動を認める。 (2) 真に必要とする場合、宿泊を伴う練習試合及び公式試合（大会・イベント）の参加を認める。なお、宿泊を伴った通常の練習（合宿）やイベントを本学団体が主催することは禁止する。	* 2020年11月26日付け本学新型コロナウイルス感染症対策本部資料。
2020 1019	学長 通知	1	言及無し。	以下の事項を基本とし、それ以外についてはキャンパスごとで定め通知する。 ◆基本事項 (1) 課外活動団体として大学に登録している団体は、次に挙げる施設内でのみ課外活動を許可する。 グラウンド、アーチェリー場、テニスコート、弓道場、体育館、柔剣道場（武道場）、講堂、茨苑会館の一部、課外活動共用施設（サークル棟）の一部、馬房。 ※上記にない施設では活動を禁止する。 例）水戸キャンパス：プール（更衣室含む）、体育合宿所、トレーニングルーム 等。 (2) 同じ施設の使用は週1回、1団体1日2時間以内とする。 (3) 施設を利用する場合は、事前に予約することとする。予約方法については別途定める。 なお、課外活動の方針から逸脱した行為が見られた団体は課外活動禁止の措置を取る場合がある。	背景に 学生生活実態調査を踏まえ、学生同士の対面の機会の拡充を図るという判断。 学長通知では簡潔に言及。ここでは、その具体的内容を2020年11月26日付け本学新型コロナウイルス感染症対策本部資料に基づき詳述した。
2020 1102	8	0.5	開設部局長が認める授業、試験、研究指導、学位論文等審査について取容定員の30～50％程度の人数を目標とし対面での実施可とする。 遠隔授業の活用も推奨する。	学生団体・サークル等の課外活動は、茨城大学課外活動の方針により実施する。	10/29付けで第8版に改訂してレベル0.5を新設。11/2に適用。同時にレベル0.5に引下げ。 感染状況の落ち着きを踏まえてレベル0への引き下げも議論されたが、7/27時点で後学期授業開始まではレベル0に引下げないことを通知したという経緯あり。 背景に、学生同士・学生と教職員の対面機会拡充方針に基づく変更。
2020 1127	*	0.5	言及無し。	学生支援センター名で「茨城大学課外活動マニュアル」を制定。	* 茨城大学課外活動の方針。 背景に国（11/25）と県（11/27）のコロナ対策強化方針。
2020 1216	学長 通知	0.5	言及無し。	言及無し。	レベル0.5の規制下でのイベント開催について (1) 感染対策を徹底した上で実施部局において判断すること (2) 学外から50名以上の参加が見込まれる場合は事前に学長決済を受けること とした。
2021 0119	学長 通知	0.5	言及無し。	20210118～0207の間、全て禁止。	背景は、20210115茨城県による独自の緊急事態宣言（0118～0207）発出。
2021 0421	学長 通知	0.5	当面の間、遠隔授業の活用を推奨。 開設部局長が認める授業等については、取容定員の30～50％程度の人数を目標として対面実施も可。 感染拡大防止のために特に登校への配慮が必要な場合には、遠隔授業への切り替えや出席に代わる学修課題の設定など、各授業開設部局等で判断。	当面、学内外全ての活動を原則自粛。但し公式試合やイベントへの参加は大学の許可を受けた場合に可能。	背景は、(1) 20210412以降、国が近隣県へ相次いで「蔓延防止等重点措置」実施 (2) 20210419茨城県が本学キャンパスが所在する水戸市、阿見町を含む6市町村を20210422～0505の間「感染拡大市町村」に指定。

発出/適用開始日	茨城大学活動基準		授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	備考
	版	レベル			
20210516	学長通知	2	原則として学外者の入構を禁止し、遠隔授業のみ実施する。 ただし、開設部局長が認める授業、試験、研究指導学位論文等審査限り対面での実施を認める。	学生団体・サークル等の課外活動（遠征、合宿等を含む）は、全面禁止とする。	学内での感染拡大を受けてレベル2に引き上げ。
20210517	学長通知	2	学生、教職員の入構を特別な場合を除き禁止し、遠隔授業のみ実施する。原則として全ての学生の登校を禁止する。	同上。	学内での更なる感染拡大を受けて、20210531まで「緊急事態措置」を適用。
20210531	10	0.5	<第8、9版に同じ> 開設部局長が認める授業、試験、研究指導、学位論文等審査について取容定員の30～50%程度の人数を目標とし対面で実施可とする。 遠隔授業の活用も推奨する。	団体が届け出る活動内容や感染防止策を大学が専門的知見等により認めた団体であり、団体構成員全員が感染防止等研修会に参加した団体について、段階的な活動再開を認める。	5/28付けで第10版に改訂し、5/31に適用。同時にレベル0.5に引き下げ。 学内での感染状況鎮静化を受けて、緊急事態措置を当初予定通り0531付けで解除。
20210806	11	2	原則、遠隔授業とする。 ただし、開設部局長が認める授業、試験、研究指導、学位論文等審査について対面で実施可とする。 なお、学外の機関等で実施する実習（教育実習やインターンシップなど）については、実施部局と受入機関で協議の上、開設・実施部局長が認める場合は実施を可とする。	第5～9版に同じ。	8/6付けで第11版改訂し、即日適用。同時にレベル2に引き上げ。8/31までの予定。 背景に（1）全国的感染拡大（2）県独自の緊急事態宣言発令（3）県の大部分への蔓延防止等重点措置の適用（0808-0831）。
20210823	12	3	遠隔授業のみ実施する。 遠隔授業で実施できない授業等は原則として延期または中止とする。ただし、既に予定されている授業等のうち、卒業・修了年次学生対象の授業等又は中止・延期により履修が困難になる授業等で開設部局長が認めるもの（学外で実施するものは受け入れ先とも協議が整ったもの）のみ対面で実施可とする。	対面での活動（複数人）は、原則禁止。 遠征・合宿等の活動は禁止。 自宅等での個人練習及びオンラインのみでの活動は許可。 その他、真に必要があると認められた場合は、個別に活動内容等を確認するので、事前に学生支援センターまで要相談。	8/20付けで第12版に改訂し、8/23から適用。同時にレベル3に引き上げ。 背景に（1）県独自の緊急事態宣言発令（0816～）（2）国による茨城県への緊急事態宣言発令（0820～）。
20211001	14A	3	同上。	同上。	9/29付けで第14版に改訂する。茨城大学活動基準を構成する多くの項目は、10/1から第14版を適用する。「授業等」「学生の課外活動」「図書館」の3項目に限り、当面第13版を維持し、10/13から第14版を適用する。 二段階の緩和措置の背景は、0910通知（第13版）に基づき、授業は1012までレベル3を維持する必要。
20211013	14B	0.5	開設部局長が認める授業、試験、研究指導、学位論文等審査について取容定員の30～50%程度の人数を目標とし対面で実施可とする。 遠隔授業の活用も推奨する。	学生団体・サークル等の課外活動は、茨城大学課外活動の方針により実施する。	
20220121	15A	1	開設部局長が認める授業、試験、研究指導、学位論文等審査について取容定員の30～50%程度の人数を目標とし対面で実施可とする。 遠隔授業の活用も推奨する。 詳細は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応授業関係ガイドライン及び研究指導等ガイドライン「IBADAI new STANDARD」対応20210930」による。	①対面での複数人による活動を許可する。 ②公式戦、公式イベントは真に必要と認められた活動を許可する（これらに伴う練習および練習試合を含む） ③遠征・合宿等の活動は、真に必要と認められた場合のみ、宿泊を認める。 その他詳細は、課外活動マニュアルを参照すること。	1/21付けで第15版に改訂して即日適用。同時にレベル1に引き上げ* *茨城大学活動基準第15版および改訂通知にはレベルに関する明確な言及は見られない。1/27時点のホームページの告知では「レベル1」とされており、経緯に鑑み1/21時点でレベル1への引き上げが行われていたと推測される。
20220127	15B	2	原則、遠隔授業とする。 詳細は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応授業関係ガイドライン及び研究指導等ガイドライン LEVEL1（要注意）20210805」による。	①対面での複数人による活動を認める。但し、既に提出済の「活動を感染リスク毎に細分化したリスク「低」の活動」のみとする。 ②公式戦、公式イベントは真に必要と認められた活動のみ許可する（これらに伴う練習および練習試合を含む）。 ③遠征・合宿等の活動は禁止する。但し、茨城県内で宿泊を伴わない活動は認める。 その他詳細は、課外活動マニュアルを参照すること。	茨城県が0127付けで蔓延防止等重点措置に追加されたことを受けて、第15版はそのままに1/27に適用レベルを2に引き上げ。

発出/ 適用 開始日	茨城大学 活動基準		授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	備 考
	版	レベル			
2022 0401	16	1	原則「対面授業（全授業回が対面であるものに加え、対面とオンラインが混在する授業科目のうち対面授業が全授業の実施時間の半数以上であるものを含む）」とする。教育効果を勘案し、授業の全て又は一部をオンラインによる遠隔授業で実施することも推奨する。教室の収容人数については、学生同士の間隔を1m程度確保できる人数までを目安とする（左右は1席空け、前後は問わない）。 詳細は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応授業関係ガイドライン及び研究指導等ガイドライン「IBADAI new STANDARD」対応20220301による。」	①対面での複数人による活動を許可する。 ②公式戦、公式イベントは真に必要と認められた活動のみ許可する（これらに伴う練習および練習試合を含む）。 ③遠征・合宿等の活動は、真に必要と認められた場合のみ、宿泊を認める。 その他詳細は、課外活動マニュアルを参照すること。	4/1付けで第16版に改訂し、即日適用。同時にレベル1に引下げ。 背景に、茨城県が独自のコロナ対策指針「茨城版コロナNext」の対応を引き下げ。
2023 0404	19	1	原則「対面授業（全授業回が対面であるものに加え、対面とオンラインが混在する授業科目のうち対面授業が全授業の実施時間の半数以上であるものを含む）」とする。教育効果を勘案し、授業の全て又は一部をオンラインによる遠隔授業で実施することも推奨する。教室の収容人数については、収容定員内とする。 詳細は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応授業関係ガイドライン及び研究指導等ガイドラインレベル1（注意）20230403による。」	同上。	国の制限緩和方針を踏まえて、教育研究活動を平常時に近い状態に戻すべく対応を進める。
2023 0508	学長 通知	—	茨城大学活動基準の運用を停止。感染症対策はIBADAI new STANDARDを基本とする。		5/1に通知、5/8から実施。 5類移行を踏まえた緩和策。「別紙」において既存の様々な制限の解除を宣言。

1-2. 大学の施策とプロジェクト演習の運用

以下、便宜的にいくつかの時期に区切って記す。

(1) 2019年度末

新型コロナの発生と日本への伝播、さらには世界的な感染拡大と、急激に事態が悪化して行った時期である。茨城大学もまた対応に追われ、その中で①授業開始を4月30日とすること、②前期の1講時当り授業時間を100分とすること等が決まった。

とはいえ、こと授業運営に限定すればこの時期の多くが春休み期間中に当たっており、プロジェクト演習もまた2020年度の学期開始に向けて「走りながらの対応」を何とか進めることができた。具体的には①リモート¹²⁾授業実施に向けたハード、ソフトの整備と習熟、②具体的な授業運営に関する担当教員間での情報共有と意思統一、③外部協力者を始めとする関係者との情報交換、④リモー

ト授業への対応措置として各種教材の電子化とホームページへのアップ¹³⁾等を行うことができた。

(2) 2020年度前期

図表2に示すように、2020年度の感染者数は2022、2023年度の比ではない。しかし「決定的な治療方法がない感染症の大流行」という現代人にとっては未経験の事態に直面して、世界中が不安に包まれたと言っても過言ではない状況であった。国は4月7日に初の緊急事態宣言を発出し、4月14日には茨城県も「茨城県にお住いのすべての方々へ」と称する要請を行い、大幅な活動制限が求められた。

茨城大学としても矢継ぎ早の対応を求められ、茨城大学活動基準は4月14日に初めて発出・適用された後、状況変化を受けて改訂・発出を繰り返し、この半期の間だけで改訂第

7版に達した。

感染拡大の鎮静化を受けて、6月12日適用の改訂第5版からはレベル1に引き下げられた。夏季休暇も後半に入った9月4日には、後期からの対面機会拡充に向けた緩和策として改訂第7版が発出され即日適用されたが、レベルは依然として「1」が維持された。

かくして2020年度前期における授業は原則として全てリモートでの実施となり、学生のサークル活動も全面禁止もしくは大幅な制約を受けたのである。

(3) 2020年度後期

前期末には感染状況の落ち着きを踏まえてレベル0への引き下げが検討されたが、最終的には11月2日適用の改訂第8版で新たに「レベル0.5」を新設して適用することで、警戒姿勢を堅持した。2021年1月中旬～2月上旬には、県独自の緊急事態宣言を受けて課外活動が再度全面禁止となることもあったが、全体としてはレベル0.5の緩和基調で推移した。

授業運営に関しては、リモート授業の必要性を認識しつつも対面実施の重要性を踏まえて制限が緩和された。その結果、後期授業の約3割が対面での実施となった。課外活動に関しては、学生の要望を踏まえて学内での課外活動の制限を緩和した。併せてコロナの感染状況に応じて随時発出・追加・修正されて来た「茨城大学課外活動の方針」を整理し、11月27日付けで「茨城大学課外活動マニュアル」¹⁴⁾として発出し、即日適用した。これにより2020年度の課外活動は、多大な制約を受けつつも漸く動き始めることとなった。

2020年度後期は、同年前期に比して全体に落ち着いた対応となった。しかしことプロジェクト演習に関しては、一斉授業もチームミーティングもリモートでの実施となり、フィールドワークは数少ない例外を除いて実施できなかった。例年12月の第3土曜日に開催してきた「年度末活動報告会」は、プ

ログラムこそ例年並みの内容を維持したものの、リモートでの実施を余儀なくされた。これに伴い「開会前のポスターセッション」「学外の方々のご参加」「履修生以外の学生の参加」「履修生自身による司会進行」等、地域連携PBL授業としてのプロジェクト演習活動報告会を特徴づけていた諸要素も、切り捨てざるを得なかった。また1月中旬～2月上旬の感染拡大による制限強化は、チームでの年度末の振り返り作業に制約を与えることとなった。

プロジェクト演習は、外部協力者等から提案された「プロジェクト課題」について「学生チームが具体的なプロジェクト構想を策定」し、「外部協力者、地域の方々との緊密な連携」の下に「地域の中での活動」を柱として、「1年間を通じて取り組む」ことを最大の特色とする「地域連携PBL授業」である。2020年度は、年間を通じて「地域に出て行くこともままならない地域連携PBL授業」というパラドキシカルな運用を強いられることとなったのである。

(4) 2021年度前期（～7月）

基本的に2020年度後期以来のレベル0.5で推移した。授業はリモートを「推奨」し、学生のサークル活動は「原則自粛」としつつも、事情に応じて感染対策を徹底した上での緩和措置が取られた。

その中で特筆すべきは、5月1日から5月31日の期間限定で実施されたレベル2への引き上げである。従来のレベル変更は国や茨城県レベルでの感染動向に対応するものであったが、ここで初めて学内での感染拡大という茨城大学の独自性の高い事情に基づくレベル変更が行われた。素早い対応により幸い1か月程度で鎮静化したが、茨城大学構成員にとってはこれまでになく切迫感を持ってコロナと対峙した1か月間となった。

当初予定通り5月31日適用の改訂第10版で

レベル0.5に復帰し、その後は平静に推移した。

(5) 2021年度夏季休業

7月後半から増加に転じた新規感染者数は8月に入ると激増し、8月6日には改訂第11版が発出され即日適用されると共に、レベルも2に引き上げられた。当初は8月31日までの措置の予定であったがその後も感染拡大は続き、8月16日からは茨城県独自の緊急事態宣言が、8月20日からは国の緊急事態宣言が茨城県に適用された。これを受けて茨城大学では8月20日に改訂第12版が策定され、8月23日から適用された。適用と同時にレベルも3に引き上げられた。

これに伴い、授業は8月6日時点で「原則、リモート」となり、さらに8月23日からは「リモートのみ」となった。課外活動についても特に8月23日以降は事実上の全面禁止措置がとられた。幸い夏季休業中ということで通常の授業への影響は抑えられたが、ことプロジェクト演習にとっては例年多くのチームがフィールドワークを実施する時期に当たっており、プロジェクト遂行上手痛い制約を受けることとなってしまった。

(6) 2021年度後期

感染拡大の鎮静化を受けて、9月29日付けで改訂第14版が発出された。「研究」「校務」等、多くの項目については10月1日付けで適用されたが、「授業」「学生の課外活動」「図書館」の3項目については感染後の潜伏期間を考慮して10月13日からの適用となった。レベルの0.5への引き下げも10月13日からとなった。

感染状況の落ち着きを踏まえて、12月18日のプロジェクト演習年度末活動報告会では対面での開催を復活させることができた。但し、対面での開催を実現させることを第一に優先し、不特定多数の接触機会を徹底的に排除する必要から、2020年度に引き続き「開

会前のポスターセッション」「学外の方々のご参加」「履修生以外の学生の参加」「履修生自身による司会進行」等は全て中止せざるを得なかった。

その後再度の感染拡大が起こり、1月21日に改訂第15版が発出されて即日適用された。その後も感染拡大は続き、同27日からは第15版はそのままにレベルが「2」へと引き上げられた。授業期間としては終了間近であったが、プロジェクト演習にとっては個人ならびにチームとしての振り返りの時期に当たっていた。活動報告書原稿の取りまとめ等、対面で進めることが効率的な作業も多く、昨年度と同様にその影響は大きかった。

(7) 2022年度通年

感染拡大の鎮静化を受けて4月1日付けで改訂第16版が発出され、即日適用された。併せてレベル1への引き下げが行われた。授業は「対面」が原則となり、課外活動の制限も大幅に緩和された。

図表2に示すように、2022年度中にはかつてない大規模な感染拡大が2回発生し、茨城大学活動基準も第17版、第18版が発出された。一方で、レベルは終始「1」が維持され「授業」「課外活動」の両欄の記載にも変更は無かった。その背景にはこの間の感染の主力であったオミクロン株が「感染力は強いが壮年層以下での重症化率は低い」¹⁵⁾ものであったこと、並びにワクチン接種やコロナ禍対応の行動規範等、社会的な対応体制の整備が進んでいたことが上げられよう。内閣官房からは、新型コロナウイルス感染症対策本部の9月8日付け決定に基づき「withコロナに向けた政策の考え方」が発出され¹⁶⁾、「withコロナ」への移行が進んだ1年間であった。

(8) 2023年度

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5月8日から第5類¹⁷⁾に引き下げられること

を念頭に、4月4日に改訂第19版が発出され、即日適用された。レベルは「1」が維持されつつ、授業においては教室の収容人数の制限が緩和された。具体的には「収容定員内」での運用を可とするというものであり、ここに漸くコロナ禍以前の、通常の教室運用が復活したのである。課外活動については、2022年4月以来の緩和策が維持された。

予定通り5月8日に第5類への引き下げが実現すると、学長通知により本学のコロナ対応の中核であった新型コロナウイルス感染症対策本部の活動休止と茨城大学活動基準の運用停止が宣言された。これにより2020年4月以来の本学のコロナ禍対応体制は大きな節目を迎え、以後は「IBADAI new STANDARD」¹⁸⁾に沿った緩やかな対応へと移行することとなった。

本稿の執筆時点で、プロジェクト演習は2023年度前期の活動をほぼ終えようとしているが、これまでの所ほぼコロナ禍以前の運営形態に復すことができている。

以上、2020年度初頭から2022年度末の3年間を中心に、コロナ禍の進行と本学の対応について初歩的な整理を行った。その結果、本学はその時々の感染状況を睨みつつ本学独自の状況を踏まえて「安全のための制限」と「対面での諸活動のための緩和」の間で難しい舵取りを迫られながら、適切な対応をしてきたことが確認できた。一方で地域連携PBL授業たるプロジェクト演習は、特に2020、2021の両年度において一貫して厳しい状況に置かれ続けてきたことも確認できた。

コロナ禍の3年間、担当教員としてはその時々の対応に大いに意を用いてきた積りであるが、自覚できていない問題も多々あろう。まだコロナ禍の完全な終息には至っていないが、漸く出口が見えてきた感のあるこのタイミングで過去の「事実」を整理・明確化し、

自省と改善につなげたいと思う。

(鈴木敦)

2. 2022年度インタビュー調査から明らかになった3つの課題

第2章では2022年度の授業実践から新たに浮き彫りになった課題を指摘する。2022年度のプロジェクト演習では4つのチームが作られ1年間活動を行った。授業終了直後の2023年2月にチームごとにオンラインで約1時間、授業の振り返りに関わるインタビュー調査を実施した。その内容は①授業の全体的感想、②授業で得られた外的成果・内的成果、③授業で良かった点・改善を要する点、④来年度の授業への要望、⑤オンライン授業の良い点・悪い点、⑥その他である。得られた音声データについては文字起こしを行い、内容を岩佐・鈴木・神田2023に詳述した¹⁹⁾。この岩佐・鈴木・神田2023では学生の授業への改善点、来年度の授業の要望を踏まえて、授業課題として、①授業開始時におけるチーム課題の説明不足の是正、②学生個々人の生活時間や1年間の授業スケジュール、インターンシップへの配慮、③授業外で行われる見えない学生の活動とその負担、すなわち、シャドウワーク部分への配慮の3点を提示した。本稿ではこれら以外で、岩佐・鈴木・神田2023では十分に説明できなかった3点を取り上げ、大学教育学会「大学教育における質的研究の可能性グループ」の研究結果²⁰⁾等を踏まえて考察を行いたい。

2.1. 転チーム希望と学習目的

2022年度の学生の授業評価インタビュー調査で注目すべき点の第1は、学期中に別のチーム活動へと移る“転チーム”を要望する声が多数あったことである。プロジェクト演習の学習目的に照らし、この声にどのように

図表4 プロジェクト演習版・社会人基礎力ルーブリック

構成要素		4	3	2	1
1 基礎的素養	読み	文章読解能力 論理的思考力 分析力	比較的平易で短い文章であれば、論旨を的確に捉えることができる。筆者の主張を論理的に理解・分析し、自らの見解を組み立てることができる	比較的平易で短い文章であれば、ほぼ最後まで読み通すことができる。筆者の主張をある程度まで理解・分析することができる	比較的平易で短い文章であっても、最後まで読み通すことができる。たとえ読み通せても、筆者の主張を理解・分析することができない
	書き	文章作成能力 論理的思考力 分析力	特定のテーマについて、論理的に思考・分析することができる。必要な資料を踏まえて提示しつつ、4,000字以上の論旨が明確な文章まとめることができる	特定のテーマについて、論理的に思考・分析することができる。必要な資料をある程度踏まえて提示できる。4,000字以上の文章を書いた経験は無い	「つぶやき」的に短い文章を書くことはできるが、論理的な思考や分析を提示することはできない
	ソロバン	基本的なIT能力	基本的なソフトの操作法やネット利用のルール等について、初心者に分かりやすく説明することができる	基本的なソフトの操作法やネット利用のルール等について、マニュアルにマニュアル無しで自力で対応できる	基本的なソフトの操作法やネット利用のルール等について、自力では対応できない
	話す	説明能力 プレゼンテーション能力 コミュニケーション能力	公の場で、相手の理解度や受け止め方を読み取りながら、説得力のある説明・魅力的なプレゼンができる。質問や批判をコミュニケーションの機会と受け止めることができる	公の場で、論理的な説明やプレゼンができる。アイコンタクト等、聞き手のコミュニケーションに難があり、質問や批判には思わず身構える	フランクな場では、論理的な説明やプレゼンができる。アイコンタクト等、聞き手のコミュニケーションもとれ、質問にも平穏心で答えられる
2 社会生活力	生活力	自立した生活を実践できる力	起床・食事・登校・各種活動から就寝まで、健康的で安定したペースで送ることができる。社会生活に必要な諸手帳を、確実にこなすことができる	起床・食事・登校・各種活動から就寝までのペースが乱れがちである。社会生活に必要な諸手帳を、確実にこなせないことがある	起床・食事・登校・各種活動から就寝までのペースがばらばらで安定していない。社会生活に必要な諸手帳を、確実にこなすことができない
	人間関係構築力	生活を送る上で必要な人間関係を円滑にするための力	差別的物言いや不正な対応をしない等の基本ルール、並びに挨拶や場に応じた言葉遣い・態度がとれる等の基本マナーを、常々確実に遵守できる	差別的物言いや不正な対応をしない等の基本ルール、並びに挨拶や場に応じた言葉遣い・態度がとれる等の基本マナーを、時に違反することがある	差別的物言いや不正な対応をしない等の基本ルール、並びに挨拶や場に応じた言葉遣い・態度がとれる等の基本マナーを、遵守できない
	情報収集力	生活を送る上で必要な情報のありかや、入手方法を把握する力	書籍を含む各種メディアや人脈等を広く活用し、有用な情報を的確に把握し、必要な情報を確実に入手できる	情報のありかも情報を入力するための新たなルートを開拓方法を把握している。しかし各種メディアの活用や人脈等が不十分で確実性に難がある	生活を送る上で必要な情報のありかはある程度把握している。しかし情報を入手するための新たなルートを開拓する方法は分からない
	主体性	物事に進んで取り組む力	物事を自分の問題として受け止め、指示や命令・切迫した必要な場合を除き、自ら取り切り・計画に基づき、自主的に判断し取り組むことができる	明確な義務を伴う仕事については、責任感から率先して取り組むことができる	自らの利害や、興味関心が強い仕事については、自主的に取り組むことができる
3 行動力	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力	立場の異なる人や初対面の人にも、課題について説得力のある説明をし、協力を促すことができる。また、自分の意見に固執せず全体を確めることができる	学生同士など、立場の近い人に対しては、さほど親しくなくとも課題を分かりやすく説明し、協力を促すことができる。また他のメンバーへの気配りもできる	親しい友人に対しては、課題について説明し、協力を促すことができる
	実行力	目的を設定し確実に行動する力	明確な目的を設定し、自分の能力や客観的な諸条件を的確に踏まえた計画を立て、迅速かつ粘り強く行動していくことができる	目的を設定し迅速に行動していくことができるが、計画性に難があり、迷走することもある	目的を設定し、行動して行くことができるが、迅速さや粘り強さに難があり、所期の目的を達成できないこともままある
	対応力	物事に流されず疑問に思い主体的に対応する力	質問者の多寡・声の大小に拘わらず、客観性や自らの意見に照らして疑問がある事柄には、関係情報を検討・確認した上で主体的に対応することができる	質問者の多寡・声の大小に拘わらず、自分の意見に合わないものであれば反対の意見表示をすることができる	質問者の多い意見や、「声の大きい」意見に疑問を感じることもあるが、取返す主張することができない
	課題発見能力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力	現状を分析し、背景や原因を追究した上で、事態を解決・改善するためには何が必要かを把握し、明確に言語化して第三者にも提示することができる	現状を分析し、背景や原因を追究した上で、事態を解決・改善するためには何が必要かを把握でき、明確に言語化することができる	現状を分析し、背景や原因を追究することはできるが、事態を解決・改善するためには何が必要かを把握することができない
4 思考力	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備できる	解決の為のプロセスを複数用意でき、最善の物を選んで解決までの具体的手順・作業内容・時間配分等を、チーム活動のレベルで構築できる	解決の為のプロセスを立案し、解決までの具体的手順・作業内容・時間配分等を、個人活動のレベルで構築できる	解決の為のプロセスを立案することができない。或いは、立案はできるが解決までの道筋を構築できない
	想像力	課題が抱える影響課題解決方法の影響等、ものごとをイメージできる	課題自体や解決に向けた取り組みがもたらす影響といった「目に見えない物」について明確なイメージを持ち、その得失を念頭的確に把握できる	「目に見えない物」をイメージでき、その得失を念頭に対応を考えるが、イメージの多様性と明確さに難があり、的確な対応策を挙げない	課題自体や解決に向けた取り組みの影響をイメージする必要性を自覚しない
	課題解決能力	課題の本質を捉え、適切な解決に導く力	課題の本質を捉え、解決のための助手を明確にした上で、具体的な取り組みに必要な条件を整えて確実に解決に導くことができる	課題の本質を捉えることができ、解決のための助手を明確にできるが、具体的な取り組みに必要な条件の整備に難があり、失敗も多い	情報を客観的に分析して課題の本質を捉えることができるが、解決のための助手を確保することができず、適切な解決に導くことができない
	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力	自分の意見を、相手の立場や前提となる知識・文化的背景の違いなども視野に入れて整理し、分かりやすく説得力のある内容・語法で伝えることができる	自分の意見を論理的に整理し、知識・文化の共有が乏しい相手に対しては、明確な内容・語法で伝えることができる	自分の意見を、家族や友人等、基盤となる知識・文化を共有する相手に対しては、その共通性を依拠しつつ分かりやすい内容・語法で伝えることができる
5 チームワーキング能力	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力	話者が話しやすい環境を作り、適切なタイミングで質問等で話者の意図を更に引き出しつつ、最後まで集中力を切らさずに聴くことができる	話者が話しやすい環境を作り、最後まで集中力を持って聴くことで、話の筋を正確に把握できる	一見最後まできちんと聴いているが、集中力が緩が、話の筋を正確に把握できない
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力	相手の意見・立場になって考え、「違うことを前提に、相手を理解することができる。自分の意見に固執せずアドバイスを進んで受け入れられる	自分と異なる意見・立場があることを認識でき、アドバイスを受け入れることができる	自分と異なる意見・立場への違和感が強く、アドバイスを受け入れることにも抵抗感が強い
	状況把握能力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力	組織における自分の責務を正確に認識し、自分の意思や行動が相手にどう影響するかを考慮しつつ、組織全体を視野に臨機応変な対応ができる	組織における自分の責務を正確に認識し、組織全体を視野に入れて行動しているが、相手への影響を気にしすぎて臨機応変な対応ができない	「組織の構成員としての自分」という意識はあるが、自分自身の意思や行動が相手にどう影響するかという意識に乏しく、臨機応変な対応ができない
	規律性	社会のルールや人の約束を守る力	法令や規則は勿論、チーム内での取り決め等についても、決めたことは本意でも遵守する。高い倫理観を持ち、自ら公平公正に努める	法令・規則・チーム内の取り決め等、明確に決められたことは従うが、公平公正等、本人の倫理観に拠る事柄への意識は高いとは言えない	罰則を伴う法令や規則等は遵守するが、チーム内での取り決め等は軽視する。公平公正への意識が強く、往々にして我田引水に陥る
	ストレス管理能力	ストレスの発生源に対応する力	ストレスを感じても成長の機会と前向きに捉え、平常心で冷静な判断を下しつつ課題を遂行できる。また、気晴らしの方法を持っている	ストレスを感じても冷静で冷静な判断を下しつつ課題を遂行できる。しかし前向きに捉えたり気晴らしをすることはできず、不満を蓄積させる	ストレスを感じても投げ出さず、概ね適切に判断し課題を遂行できる。しかし気晴らしの方法がなく、終始イライラして攻撃的になる

図表5 個人の達成目標ルーブリック

(1)プロジェクト演習版 社会人基礎力の構成要素	(6) 比重	(3) 卒業時の理想像	(5) 今年度末に できればここまで達成したい	(4) 今年度末に ここまで達成したい	(2) 現状

*今年度のプロジェクト演習の履修を始めるに当たり、現状と年度末の達成目標を文字にして確認しておきましょう
 *各欄の「高さ」自由に調整して、必要な記入スペースを確保して下さい。ただし、各欄の「幅」は動かさないで下さい
 (1)の水色部分に、能力の構成要素ルーブリックで選んだ「プロジェクト実習履修を通じて強化したい項目」をコピーして下さい
 (2)の黄色部分に、自分の現状を記して下さい。能力の構成要素ルーブリックの文群を踏まえつつ、自分の卒業で記して下さい
 (3)の黄色部分に、「今年度末での実現可能性は一切関係なく、「卒業時に、こがれたら理想・こなることが目標」という姿を記して下さい
 (4)の黄色部分に、「今年度末には、ここまで実現したい」という事柄を記して下さい(ハードルが高くなりすぎないように設定するのがコツです)
 (5)の黄色部分に、「今年度末に、できればここまで実現したい」という事柄を記して下さい(ちょっと大変かなど、頑張れば何かな…というレベルを設定するのがコツです)
 (6)の桃色部分に、それぞれの項目における比重を10割みで全体が100になるように記して下さい(例えば、上から順に「30」「10」という具合に9/10をつけるのがコツです)
 *オレンジ色部分は後期スタート時点で、黄緑部分は年度末のリフレクションで使用します。当面、空欄にしておいて下さい

注) 3項目について4月初めに黄色、10月末にオレンジ色、学期末に黄緑色の枠内にそれぞれ自己分析を記入する

対応すべきだろうか。

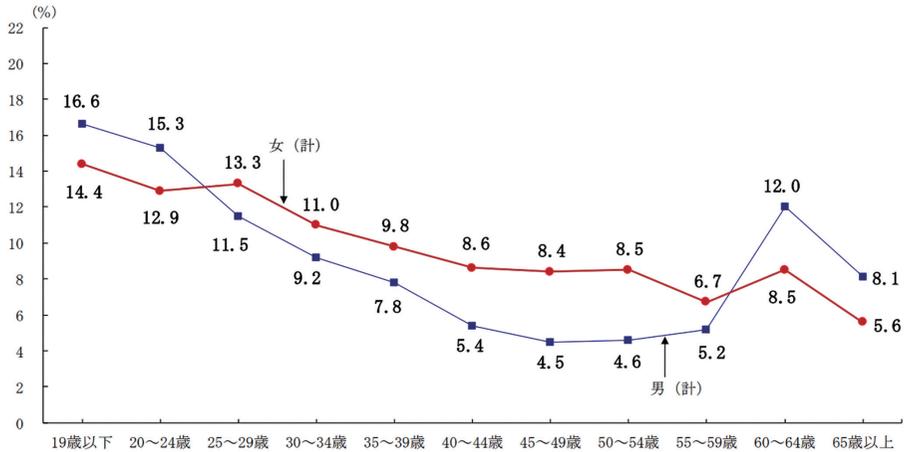
学習目的を明確にすることは、およそどのような授業においても必要不可欠であるが、アクティブラーニング科目では特に重要となる。なぜなら、「議論、フィールドワーク、学生の発表などさまざまな活動が盛りだくさん。活動が苦手な学生はそもそも履修しない選択科目であるためか、受講生の満足度は高い。しかし、授業終了時に学生が『いろいろ活動して楽しかった。だけど、何が身についたのだろう』とつぶやく²¹⁾』という事態が起こりがちであるからだ。

プロジェクト演習は、社会人を疑似体験させるPBL授業を通じ、社会人基礎力を育成することを学習目的としている。この目的を達成するため、第1回の授業において「プロジェクト演習版・社会人基礎力ルーブリック

」(図表4)²²⁾を示し、学生各自、自分が伸ばしたい力をこの中から3つ選ばせ、「個人の達成目標ルーブリック」(図表5)にその力の現状と学期末および大学卒業時までに目指す達成目標とを記入させている。後、10月末と年度末にそれぞれその時点の状況を記入させて提出させる。学習目的の達成に向けた指標として、学生自らに目標達成の診断的評価・形成的評価・総括的評価²³⁾を行わせているのである。

従って、プロジェクト演習における学生のチーム活動は彼らの学習目的(社会人基礎力を伸ばす)の達成に向けた目標の一つであり、手段に過ぎないのだが、さりとて“転チーム”を軽々に扱うべきではないと思われる。なぜなら、この要望の背景には現代の若者たちの転職志向があると思われるからである。

図表6 性、年齢階級別転職入職率（令和3年（2021））



厚生労働省『令和3年度雇用動向調査結果の概況』(図表6)²⁴⁾によれば、20～24歳の男性15.3%、女性12.9%、25～29歳の男性11.5%、女性13.3%が転職している。インターネット上では「20代での転職は世間的に見て、普通なのだろうか?」と思う人が多いはずです。」²⁵⁾と若者をおおる記述すら見られる今日、20代の男女にとって転職はもはや必要に迫られてやむなく行う偶然の出来事ではなく、就業前から自身のキャリア設計の中の一部となっているはずで、そこからの連想で“転チーム”に言及しているものと思われる。転職の敷居が下がっただけに、転チームを軽く考えているものと思われる。

学生はこの授業プロジェクト演習を履修して初めて知り合う同士であることが大半である。同じ課題を選択したという共通項はあるものの、学科や学年、時には学部も異なる学生たちが一つのチームを組むのであるから、“肌が合わない”場合もあろうことは理解できるが、しかし仮に転チームを認めた場合、転じた個人はよいとして、転じられた(メンバーが抜けた)チームは人数が減り、場合によっては活動そのものが中断の憂き目に会うこともあり得る。このように“転チーム”は

深刻なリスクを抱えているので、学生たちには“転チーム”のメリットよりもデメリットの方が大きいこと、チーム運営が困難に遭遇した場合こそ各自の危機管理能力が試されるのであり、危機を乗り越えることでチームワーキング能力が大きくレベルアップする旨、あらかじめよく理解させることが肝要であろう。

2.2. 見られていないと気が緩む

授業課題の第2は学生への授業評価インタビューのなかから多く上がった声、オンライン会議において顔を出すことに対する拒否感である。多くの学生が音声のみを希望し、顔を出すことに対して否定的な感情を持っていた。このことについてどのように考えるべきであろうか。

グループ活動にはフリーライダーがつきものである。俗に言う「おみこしを担ぐのではなく、ただ触っているだけ」のメンバーをいかにして見分けるかが、教員にとって学修評価の上で大きな課題となる。コロナ禍での学外活動は教員の帯同が原則であったから、そこでの学修評価には支障がない。他方、プロジェクト演習では学生の主体性を涵養する

表」(図表8)を作成させて提出させている。「質」による個別評価の手段である。

アクティブラーニングは、「一定の期間をかけて(しばしば協働的に)行われるものであり、その学習成果は、プロダクト(成果物)を見ただけでは評価しきれないことがある」ため、「プロダクト評価を補うプロセス評価が必要になる」²⁶⁾。この点を踏まえてプロジェクト演習では「チーム活動記録簿」と「チーム内相互評価表」によりプロセス評価を行い、学期末に提出させる個人レポート(プロダクト評価のひとつ)だけでなく、幾つもの手段を組み合わせることで総合的に評価しているが、しかしこれらは全て総括的評価である。ここに至るまでの過程で何かできないだろうか。

一般社会でのオンライン会議では、参加者全員がカメラをつけて出席することが暗黙の義務となっている。それに対し、大学のオンライン授業では、学生側はカメラをオフにしたまま授業を受ける。回線に限界を超えた負荷をかけないための、やむを得ない措置であるが、このため学生たちの学修に格差が生まれているようだ。大学教育学会の課題研究グループの調査では、オンラインの授業中に「携帯いじってようが、寝ていようが、マンガ読んでようが」ばれないため授業に集中できなかったという学生の正直な告白を引用しながら、「強制されたり目を向けられたりしないと意欲がわかない心理」²⁷⁾を指摘している。他方で、オンデマンド授業を夜間に視聴し、昼間は資格取得の勉強に当たった学生もいる。主体的に学修しようとする意欲の差が学びの格差につながることは、およそ授業一般であり得ることだが、オンラインではその格差がより大きくなるようだ。

ここから類推すると、オンラインのチームミーティングでも、カメラがオフで行われることの影響があったのではなかろうか。

3年に及ぶコロナ禍は災厄以外の何物でも

ないが、結果として学生がオンライン技術を身につけることになったのは不幸中の幸いであり、コロナ収束後もその技術を有効に活用するべく、チームミーティングがオンラインで行われることが多いと思われるが、その際にはこの「見られていないと気が緩む」ことに留意し、社会一般の会議同様、カメラをオンにして話し合うよう指導することが必要となるだろう。

2.3. フィードバック

授業課題の第3は授業内容のフィードバックに関わる授業課題である。授業時間外の学習を促す方策として、中井は①授業設計を工夫する、②適切な課題を作成する、③課題の与え方を工夫する、④フィードバックを与える、の4点を挙げ、「教員から何の反応も返ってこない、学生はせっかく課題に取り組んでも自分の学習の向上につながるものを得ることができないことに気づき、課題を通じて学ぶ意欲を低下させてしまう」ので、「学生が課題を提出したときには適切なフィードバックを与えることが重要」²⁸⁾であると述べている。コロナ禍におけるオンライン授業でも同様であり、服部²⁹⁾は「教員からのフィードバックが学生のやる気につながっている」と分析している。

プロジェクト演習では5月下旬にプロジェクト構想報告会、7月中旬に前期末中間報告会、10月初旬に後期キックオフ報告会、そして12月中旬に年度末報告会(これは一般公開される)の合計4回、チーム活動の現況をプレゼン発表させるが、その都度、報告で用いるパワーポイントを事前に担当教員と課題提案者等に示し、加除修正等の“添削”を受けることにしている。フィードバックを与えるためである。

また前半3回の報告会では、学生たちには他のチームの進捗状況をルーブリックによって評価させている(図表9)。

図表9 2022年度前期末中間報告相互評価ルーブリック

	4	3	2	1	チーム別評価			
					チームA	チームB	チームC	チームD
プロジェクト概要	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性が十分である。「いつ」「なにを」「だれと」「どうやって」が明確に伝わってくる。計画全体に蓋然性が高く、今後の順調な展開が予想される。	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性は十分である。また、「いつ」「なにを」「だれと」「どうやって」が明確に伝わってくる。しかし、計画全体の蓋然性は不明確である。	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性は十分である。しかし、「いつ」「なにを」「だれと」「どうやって」が不明確であり、具体的な内容ならびに計画全体に蓋然性を検討できない。	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性が不十分である。	*			
年間スケジュール	いつ何をする「そのために、いつまでに何をする」が明確であり、それぞれのスケジュールの「重みづけ」も明確である。年間を通じた活動の流れが鮮明に把握できる。	いつ何をする「そのために、いつまでに何をする」は明確である。しかし、それぞれのスケジュールの「重みづけ」が不明確であり、年間を通じた活動の流れが鮮明に把握できない。	いつ何をする「そのために、いつまでに何をする」の一部が不明確であり、年間を通じた活動の流れが鮮明に把握できない。	いつ何をする「そのために、いつまでに何をする」が、いづれも不明確であり、年間を通じた活動の流れが把握できない。	*			
成果の検証方法・「成功」の基準	成果の検証方法・「成功」の基準共に明確であり、プロジェクトの目的・概要・年間スケジュールとの整合性も申し分ない。「プロジェクト」「プロジェクトを通じた学び」共に、十分な成果を上げられるものと予想される。	成果の検証方法・「成功」の基準共に明確である。しかし、プロジェクトの目的・概要・年間スケジュールとの整合性に疑問が残る、このままでは「プロジェクト」「プロジェクトを通じた学び」共に、十分な成果を上げられるか疑問が残る。	成果の検証方法は明確であるが「成功」の基準が不明確であり、このまま活動に入ったのでは、「プロジェクト」としては成功に見えないが、「プロジェクトを通じた学び」が不明確になってしまふと予想される。	成果の検証方法・「成功」の基準共に不明確であり、このまま活動に入ったのでは、活動の目的・目標を見失うと予想される。	*			
				計	*	0	0	0

*チーム名の下の空欄に、それぞれの評価を4~1で記入。合計点は自動的に算出されます

注) チームA用。自チーム以外のチームの報告対して、3項目それぞれについて4段階評価の数値を記入する。他チームの活動を評価するため、自チームの枠にはあらかじめグレーの網掛けと「*」が記入されている。実際の教材には具体的なチーム名が記載されているが、ここでは匿名化した。

他チームのプレゼンをただ漫然と聞くのではなく、評価するという行為を通じて能動的に発表内容を理解させるための課題であるが、加えて、提出されたルーブリックを教員側で集計し、評価値の平均を出して履修学生に周知している(図表10)。自分たちのチーム活動の現況を客観的に見つめ直させるための、学生相互のフィードバックである。

そして学外からの参観者が訪れる年度末報告会においては、各チームのプレゼン発表に対して、招聘講師³⁰⁾からコメントをいただいている。

このようにチーム活動をパワーポイントにまとめて発表する課題において、教員等から毎回フィードバックを得ることで、「話す内容を簡潔にまとめる」と「他人にわかりやすく伝える」というコミュニケーション能力を学生たちは身に着けることになる。実際、パワーポイントだけを比べても、5月下旬と12月中旬とでは全く別の物となっているので、フィードバックの重要性が確認できている。

フィードバックの有効性は、ただ学生にとってだけではない。プロジェクト演習ではコロナ禍での授業運営を振り返るため、2020年度末から毎年、履修学生を対象にインタビュー調査を行い、その分析結果を翌年の授業運営に反映させている。広義のフィードバックと言えよう。山咲³¹⁾は「コロナ禍における学生支援では、学生の意見を取り入れることが重要である」と述べ、感染症に襲われた時期には特にインタビュー調査やアンケート調査が肝要であることを強調していた。プロジェクト演習においても質的研究を授業改善につなげなければならない。2022年度末のアンケート調査では他のチームや前年度のチームとの「横のつながり」がほしい旨の要望が幾つか寄せられた。いずれも学期初めの一斉授業の折に教員が言及していた事柄であり、その後、学生から要望があれば対応するつもりだったが、なかったので静観し、教員側から敢えて働きかけることはしなかった。学生の主体性を尊重する授業方針か

図表10 2022年度前期末中間報告相互評価ルーブリック

	4	3	2	1	チーム別評価の平均値			
					チームA	チームB	チームC	チームD
プロジェクト概要	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性が十分である。「いつ」「なにを」「だれと」「どうやって」が明確に伝わってくる。計画全体に蓋然性が高く、今後の順調な展開が予想される。	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性は十分である。また、「いつ」「なにを」「だれと」「どうやって」が明確に伝わってくる。しかし、計画全体の蓋然性は不明確である。	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性は十分である。しかし、「いつ」「なにを」「だれと」「どうやって」が不明確であり、具体的な内容ならびに計画全体に蓋然性を検討できない。	プロジェクトの目的ならびに成果の検証方法・「成功」の基準との整合性が不十分である。	3.72	3.42	2.85	3.5
年間スケジュール	「いつ何をする」「そのために、いつまでに何をする」が明確であり、それぞれのスケジュールの「重みづけ」も明確である。年間を通じた活動の流れが鮮明に把握できる。	「いつ何をする」「そのために、いつまでに何をする」は明確である。しかし、それぞれのスケジュールの「重みづけ」が不明確であり、年間を通じた活動の流れが鮮明に把握できない。	「いつ何をする」「そのために、いつまでに何をする」の一部が不明確であり、年間を通じた活動の流れが鮮明に把握できない。	「いつ何をする」「そのために、いつまでに何をする」が、いずれも不明確であり、年間を通じた活動の流れが把握できない。	3.55	3.5	2.77	3.33
成果の検証方法・「成功」の基準	成果の検証方法・「成功」の基準共に明確であり、プロジェクトの目的・概要・年間スケジュールとの整合性も申し分ない。「プロジェクト」「プロジェクトを通じた学び」共に、十分な成果を上げられるものと予想される。	成果の検証方法・「成功」の基準共に明確である。しかし、プロジェクトの目的・概要・年間スケジュールとの整合性に疑問が残る。このままでは「プロジェクト」「プロジェクトを通じた学び」共に、十分な成果を上げられるか疑問が残る。	成果の検証方法は明確であるが「成功」の基準が不明確であり、このまま活動に入ったのでは、「プロジェクト」としては成功と見えないが、「プロジェクト」共に、十分な成果を上げられてしまつと予想される。	成果の検証方法・「成功」の基準共に不明確であり、このまま活動に入ったのでは、活動の目的・目標を見失つと予想される。	3.36	2.83	2.62	3.33
				計	10.63	9.75	8.24	10.16

注) 図表9の集計結果。学生による評価の平均値が3D集計（串刺し算）で自動的に記入される。

らの措置ではあったが、学期末にあたかも「初めて思いついた」かのような声が複数出たことは、教員として反省すべきであろう。「教員が指示した」ということと、「学生が指示を理解した（定着した）」こととは別物である。授業改善の契機としたい。

(神田大吾)

おわりに

第1章では、コロナ禍が進行するなかで茨城大学がどのような対策を立てそれらがどのように運用されたのかについて記述した。全国の新規感染者数の推移と「茨城大学活動基準の改訂・適用状況」を比較すると、感染者数の拡大に即応しながら大学が的確にコロナ禍に対応していたことがわかる。こうした大学側の諸対応の一方、地域連携PBL授業であるプロジェクト演習は少なくともコロナ禍初期中期においては、地域に学生を出すことも困難な状況に追い込まれ、さまざまな規制のなかで地域連携PBL授業としての本来の

授業のあり方をまっとうすることができない3年間を過ごすことになっていたことを明らかにした。

地域連携PBL授業としてのプロジェクト演習でも大学外の活動や対人的活動が制限される中で、リモート（オンライン）ベースの授業方法の開発には注力してきたが、一方で、チーム活動、対面ベースの活動が中心となるPBL授業におけるリモートの限界も明らかになった。すなわち、対面授業がチーム活動を行ううえでの信頼関係や友愛を形成し、チーム統合の基礎をなしているという部分はリモートで代替することは困難であったという事実である³²⁾。さらに3年に及んだコロナ禍が一定程度落ち着きを取り戻し、ノーマル状態に戻りつつあった2022年度授業評価に関わるインタビュー調査からは岩佐・鈴木・神田2023で提起した3つの授業課題に加えてさらに3つの授業課題を明らかにした。

第1は転チーム希望と学習目的の関係である。インタビュー調査においては授業の初頭に配属されたチームからの転チームを認めてほしいという学生からの多くの要望があっ

た。学生のチーム活動は社会人基礎力を伸ばすという目標の一つであり、手段に過ぎず、むしろチーム活動で出来るさまざまな問題に立ち向かい、それらを克服することが求められているため、安易に転チームを認めることは学習効果を削ぐことにもなりかねない。一方、転チーム要望の背景には現代の若者たちの転職志向が背景として存在することも考えられるため、両者にどのように折り合いをつけるのかという課題が明らかになった。

第2はリモート授業における「顔出し」の忌避感や否定的感情が学習意欲と相関している、すわなち、オンライン授業のカメラオン・オフが学生の学修の格差と関係があるのではないかという仮説である。学生の顔出しについての否定的感情が実はPBL授業における活動や発言の責任回避とつながっているとすれば、リモートベースの授業のあり方としてカメラ・オフという授業方法にも再考の余地があるということになる。いずれにしてもコロナ禍が収束しつつある現在、履修学生から新たな問題・課題群が提出され、それに応えることが授業改善において喫緊の授業課題となっていることが確認できた。

第3はフィードバックに関する課題である。プロジェクト演習ではこれまで示してきたように学生へフィードバックの機会を豊富に盛り込んできた。また、前掲、山咲はコロナ禍の学生支援において学生の意見を取り入れることの重要性を指摘し、特にインタビュー調査やアンケート調査が重要であることを強調していた。本授業においても2020年度末から毎年、履修学生を対象に授業評価に関わるインタビュー調査を行い、その分析結果を翌年の授業運営に反映させてきたが、2022年度のインタビュー調査からは、他チームとの横のつながりがほしかったという要望が多く寄せられた。この項目については学期始めに教員が学生に「指示」していた「つもり」であったが、学生からの要望がなかったためそ

の後は特に再指示は行わなかった。しかし、今回、学生の「生」の声を深掘りすることによって、これまで潜在化していた授業の問題が浮かび上がってきた。学生が提起する授業に関する問題や課題、要望をどのように「見える化」し、改善につなげていけるかという課題が浮き彫りになったと言えよう。

(岩佐淳一)

注

- 1) 2020年度については鈴木敦・岩佐淳一・神田大吾「コロナ禍における地域連携 PBL 授業——人文社会科学部「プロジェクト演習」の対応と学生の評価——」、『茨城大学教育実践研究』第40号、2021年。翌21年度は岩佐淳一・鈴木敦・神田大吾「コロナ禍における地域連携 PBL 授業 (2)——2年目の学生評価／インタビュー調査から——」、『茨城大学教育実践研究』第41号、2022年。
- 2) 厚生労働省検疫所FORTH「中国における新型コロナウイルスによる肺炎の発生についての国際渡航と貿易に関するWHOの助言」(WHO International travel and health 2020年1月10日の日本語訳)
<https://www.forth.go.jp/topics/20200117.html> (2023年8月20日閲覧)
- 3) NIID国立感染症研究所IASR Vol.41 2020年8月号 「日本国内の新型コロナウイルス感染症第一例を契機に検知された中国武漢市における市中感染の発生」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2488-idsc/iasr-news/9729-485p04.html#:~:text=%E4%B8%96%E7%95%8C%E4%BF%9D%E5%81%A5%E6%A9%9F%E9%96%A2%EF%BC%88WHO%EF%BC%89%E3%81%AB,%E3%81%AE%E5%AE%B6%E3%81%AB%E6%BB%9E%E5%9C%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82> (2023年8月20日閲覧)
- 4) 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」
<https://corona.go.jp/emergency/> (2023年8月20日閲覧)

- 5) このうち茨城県の対応については、茨城県「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報」
<https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/index.html> (2023年8月20日閲覧)
- 6) 最新版の茨城大学活動基準の概要とリアルタイムのレベル情報は、茨城大学ホームページに「新型コロナウイルス感染症対策のための活動基準」として掲載されている (2023年8月25日閲覧)。
<https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/covid19/bcp/index.html>
- 7) 茨城大学活動基準は「改訂日」「学生ならびに一般教職員へ向けての発出日」「基準の適用開始日」が必ずしも一致していない。図表2では「授業運営が実際に規制され始める日」ということで、統一的に「基準の適用開始日」を採用している。
- 8) 厚生労働省「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－新規陽性者数の推移 (日別) オープンデータ」<https://covid19.mhlw.go.jp/> (2023年8月20日閲覧) に基づいて作成したグラフに、茨城大学活動基準各版の適用日を組み込んで作成した。
- 9) プロジェクト演習では、授業の一環としてフィールドワークを行う機会が多い。しかし茨城大学活動基準の「授業」欄の記載からは、フィールドワークへの規制のありようが今一つリアルに伝わってこない。一方で、プロジェクト演習における「数名～十数名の集団がレンタカー等で移動し、学外で活動する」というフィールドワークのあり方は、実態として課外活動のそれに近く規制のかかり方にも通じる所が多い。以上のことから「授業の一環として実施されるフィールドワークが置かれていた環境が窺い知れる材料」として、「課外活動」欄にも注目することとした。
- 10) 茨城大学活動基準以外の通知は、発出主体や対象者によって「メール」「教務情報ポータル」「eラーニングシステム」等、様々なメディアを通じて発出された。図表3は大きな流れを把握するための「概要整理」に留まっており、決して「悉皆整理」ではないことをご理解戴きたい。また、茨城大学活動基準の改訂が行われても、「授業」「学生の課外活動」の両欄の文言にも「適用レベル」にも変更が無い場合は、図表3には盛り込んでいない。具体的には第3、6、9、13、17、18版がこれに当たる。
- 11) 作成に当たっては、本学学務部から資料の提供を戴いた。また3年間のほぼ全ての期間にわたって茨城大学活動基準の発出業務を担当されていた同・総務部 (当時) の江口裕之氏からは、当時の状況について多々ご教示を戴いた。記して感謝申し上げます。
- 12) 関係者がネットを介して繋がる手法は「リモート」、「オンライン」、「遠隔」等と称されるが、本稿では統一的に「リモート」の語を用いることとする。ただし図表1並びに同3においては、引用した元資料の表現を踏襲して「遠隔」の語を用いている。
- 13) 茨城大学「プロジェクト演習 I・II 資料庫」
<http://pbl.hum.ibaraki.ac.jp/archive.html#project> (2023年8月20日閲覧)
 プロジェクト演習で用いる教材や各年度の成果物は、コロナ禍以前から随時プロジェクト演習ホームページ「資料庫」にアップしてきた。幸い年度末はホームページの定期更新の時期当たっていたため、例年通りのアップデート作業に加えて、年初ガイダンスや前期授業のリモート化を睨んだ補強を行うことができた。
- 14) 茨城大学活動基準と同様に、茨城大学課外活動マニュアルもまたコロナ禍の進行に伴って改訂を繰り返し、2023年6月30日発行の最新版に至っている。同マニュアルは、教務情報ポータルやメール等を通じて学生及び顧問教員等に周知されており、学外には公表されていない。
- 15) 厚生労働省「(2023年4月版) 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf> (2023年8月25日閲覧)
- 16) 内閣官房「Withコロナに向けた政策の考え方」
<https://corona.go.jp/withcorona/> (2023年8月25日閲覧)
- 17) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染症法上の位置づけの変更について」

- <https://www.mhlw.go.jp/content/001091819.pdf> (2023年8月25日閲覧)
- 18) 茨城大学「IBADAI new STANDARD」
<https://www.ibaraki.ac.jp/newstandard/>
(2023年8月20日閲覧)
- 19) 岩佐淳一・鈴木敦・神田大吾「コロナ禍における地域連携 PBL 授業 (3) —— 3年目の学生評価／インタビュー調査から ——」、『茨城大学教育実践研究』第43号、2023年。
- 20) 山田嘉徳 (編)『コロナ禍で学生はどう学んでいたのか—質的研究によって明らかになった実態—』、ジアース教育新社、2021年。
- 21) 中井俊樹『アクティブラーニング』、シリーズ大学の教授法3、玉川大学出版部、2015年、p.3.
- 22) 経済産業省が作成した「社会人基礎力」<https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.html> を基に、茨城大学の实情に合わせて作成した。詳細は鈴木敦、神田大吾「就業力育成支援PBL科目「プロジェクト実習」の6年—地域志向教育科目「プロジェクト演習」への移行に向けて—」、『茨城大学人文コミュニケーション学論集』第2号所収、2018年を参照のこと。
- 23) アクティブラーニングの評価方法には、診断的評価 (一定の教育期間の初めに、学習者の状態を診断するための評価)・形成的評価 (一定の教育期間の途中に、どの程度、目標に近づいているかを判断し、その後の進み方を考える手がかりを得るための評価)・総括的評価 (一定の教育期間の終わりに、目標が達成されたかどうかを見るための評価)の3種類があり、正確・正当な学習評価を下すためには、これら多角的な評価方法を適切に組み合わせて総合的に評価することが大切とされている。(松下佳代「アクティブラーニングをどう評価するか」、松下佳代・石井英真 (編)『アクティブラーニングの評価』所収、東信堂、2016年。)
- 24) 厚生労働省『令和3年雇用動向調査結果の概況』「図6-1 性、年齢階級別転職入職率 (令和3年 (2021))」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/22-2/dl/gaikyou.pdf> (2023年9月10日閲覧)
- 25) 「20代の転職率は30%!?20代の転職事情を解説します!」リクラク
<https://www.rikuraku.net/20dai-tenshokuritsu/>
(2023年9月10日閲覧)
- 26) 松下佳代「アクティブラーニングをどう評価するか」、前掲書、p.13.
- 27) 山路茜「コロナ禍におけるオンライン授業: 本当に学んでいたのか」、山田嘉徳 (編) 所収、p.52.
- 28) 中井俊樹『アクティブラーニング』、前掲書、pp.43-45.
- 29) 服部憲児「コロナ禍における授業課題—学生の捉え方・対処法と大学教育への示唆—」、山田嘉徳 (編) 所収、p.20.
- 30) ラ・チャンス代表渡辺しのぶ講師。毎年、人文社会科学部から非常勤時間が配分され、9月末に総合プレゼン講座と題する90分×9回の授業、12月初旬の年度末報告会リハール発表の指導と中旬の年度末報告発表のコメント指導が行われている。
- 31) 山咲博昭「コロナ禍における学生の友人関係とコミュニケーション」、山田嘉徳 (編) 所収、p.81.
- 32) 鈴木敦・岩佐淳一・神田大吾「コロナ禍における地域連携 PBL 授業 —— 人文社会科学部「プロジェクト演習」の対応と学生の評価 ——」、『茨城大学教育実践研究』第40号、2021年。および岩佐淳一・鈴木敦・神田大吾「コロナ禍における地域連携 PBL 授業 (2) —— 2年目の学生評価／インタビュー調査から ——」、『茨城大学教育実践研究』第41号、2022年。
- (かんだ・だいご 本学部准教授)
(すずき・あつし 本学部教授)
(いわず・じゅんいち 本学部教授)

